

松山市告示第 119 号

令和 8 年 4 月 2 日

松山市長 野志 克伸



まつやま Re・再来館 家具販売業務に係る物品売払代金の徴収の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 53 条第 1 項の規定に基づき、まつやま Re・再来館 家具販売業務に係る物品売払代金の徴収について、委託契約の中で受託者に徴収委託を行ったので、松山市財務会計規則第 53 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類	指定をした日	委託の期間
松山市若草町 8 番地 3 公益社団法人 松山市シルバー人材センター 理事長 高橋 祐二	まつやま Re・再来館 家具販売業務に係る 物品売払代金	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで